

(案)

番 号  
年 月 日

文部科学大臣 あて

原子力委員会委員長

株式会社日立製作所の原子炉の設置変更（敷地面積の変更）について  
（答申）

平成18年8月4日付け18諸文科科第1537号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

(別紙)

株式会社日立製作所の原子炉の設置変更（敷地面積の変更）について  
（答申）

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）  
第24条第1項第1号（平和利用）

本申請は、

- ・ 原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料の処分の方法を変更するものではないこと

から、「原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。」とする文部科学大臣の判断は妥当である。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請は、

- ・ 原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料の処分の方法を変更するものではないこと

から、「我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。」とする文部科学大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更に必要なとされる資金は、工事を伴わないため、必要としない。

このことから、「原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められる。」とする文部科学大臣の判断は妥当である。